

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 市長公室	12月31日	1月21日～ 2月19日	2月9日
総務部 総務課	12月31日	1月21日～ 2月19日	2月9日
総務部 行政経営課	12月31日	1月22日～ 2月19日	2月10日
総務部 人事課	12月31日	1月21日～ 2月19日	2月9日
総務部 財政課	12月31日	1月22日～ 2月19日	2月16日
総務部 危機管理課	12月31日	1月21日～ 2月19日	2月10日
総務部 納税課	12月31日	1月22日～ 2月19日	2月10日
総務部 契約検査課	12月31日	1月22日～ 2月19日	2月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
総務部 契約検査課	注意事項	酒田市スクールバス借上運行業務委託の変更契約について、変更金額が200万円を超える契約については市長までの決裁が必要となるが、市長の決裁を受けずに変更契約を締結していたものが2件あった。変更契約の内容は、新型コロナウイルス感染対策のための委託期間の延長及び仕様書の変更であり、変更金額が大幅に増額になったにもかかわらず、専決区分を確認することなく変更契約を締結していた。 事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行うこと。